

協 議 会 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○安部課長 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第1回「埼玉県埼玉葛北地区福祉有償
運送市町共同運営協議会」を開会します。

委員の皆様には、大変お忙しい中、また、朝早い時間にもかかわらず、ご出席をいた
だき、誠にありがとうございます。

私は、今年度の事務局を担当させていただきます、幸手市社会福祉課長の安部と申し
ます。会長選出まで、司会進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願
いいたします。会議の前に、本日の会議の運営につきまして、新型コロナウイルス感染症
の拡大防止のため、皆様に4点お願いがございます。

1 点目でございますが、体調が思わしくない場合、風邪等の症状がみられる場合は、
職員までお申し出ください。また、アルコール消毒、咳エチケットにご協力をお願い
します。

2 点目でございます。本日、この会場にご入室いただきました際に、皆様の氏名及び
連絡先をご記入いただきました。

万が一、本日の参加者の中で感染が生じた際は、連絡先等の情報につきまして、
保健所等の関係機関へ情報提供させていただく場合がございますので、ご承知おきく
ださい。

また、保健所等の関係機関から聞き取り等がある場合がございますので、その際には
ご協力をお願いいたします。

3 点目でございます。万が一皆様が濃厚接触者となった場合は、接触してから1週間
を目安に、自宅待機の要請が行われる場合がございますので、この点につきましても、
ご承知おきください。

4 点目でございます。感染拡大防止のため、本日の会議は、換気のため扉を開けた状態で進めさせていただきます。また、マイクなど適宜消毒を行いますので、ご了承ください。

以上、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、皆様のご理解・ご協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、委嘱書の交付を行います。

なお、本来であれば、幸手市長から交付させていただくところでございますが、都合により出席が叶いませんでしたので、幸手市健康福祉部長の関根が代理を務めさせていただきます。また、時間の都合上、代表の方のみの交付とさせていただきます。

委員を代表いたしまして、幸手市民生委員・児童委員協議会会長の 倉持昭夫様、大変恐れ入りますが、その場でご起立願います。

○関根部長 委嘱書、倉持昭夫様、あなたを埼玉県埼玉葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会委員に委嘱します。

任期は令和 5 年 3 月 31 日までとします。

令和 4 年 8 月 19 日、幸手市長木村純夫、代読。よろしくお願いいたします。

○倉持委員 ありがとうございます。

○安部課長 ありがとうございます。

他の委員の皆様には、皆様の机に委嘱書を置かせていただいております。

こちらをもちまして、委員の委嘱とさせていただきます。任期は本日から令和 5 年 3 月 31 日までとなります。

続きまして、幸手市健康福祉部長の関根よりご挨拶を申し上げます。

関根部長よろしくお願いいたします。

○関根部長 皆様おはようございます。幸手市健康福祉部長の関根と申します。

本来であれば、市長が出席をして、ごあいさつ申し上げるところでございますが、本日都合により、出席できませんでしたので、私からごあいさつを申し上げます。

本日は、埼玉県埼玉葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開催いたしましたとこ

る、委員の皆様には、ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員の皆様には、委嘱書を交付させていただきましたが、快くお引き受けくださったことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から当協議会の運営に関してご理解・ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りして、併せてお礼を申し上げる次第でございます。

さて、本協議会につきましては、道路運送法の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、埼玉北地区の住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るために必要となる事項を協議するものでございます。

本日の議題につきましては、この後、事務局からご説明申し上げますが、6件の協議・報告事項がございます。

委員の皆様におかれましては、住民の福祉向上のため、高い識見からご助言を賜り、慎重なるご審議をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本日出席の皆様のご健勝とご多幸をご祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○安部課長 ありがとうございます。

関根部長はこの後、別の公務がございますので、恐れ入りますが、ここで退席させていただきます。

○関根部長 失礼いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○安部課長 本日の資料を確認させていただきます。11点ございます。お手元をご覧ください。

1点目、まず次第でございます。

2点目、埼玉北地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱。

3点目、委員名簿。

4点目、自家用有償旅客運送（福祉有償）運送者リスト。

5 点目、こちらは資料 1 でございます。地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について。

6 点目、資料 2。自家用有償旅客運送の新規登録申請について。こちらは久喜市社会福祉法人誠会様のものがございます。

7 点目、資料 3。同じく新規登録申請。宮代町一般社団法人らしえる様。

8 点目、資料 4。同じく新規登録申請です。宮代町一般社団法人 市一舎 障がい福祉じゅれ一様。

9 点目、資料 5。軽微な事項の変更届申請状況について。

10 点目、資料 6。令和 3 年度下半期実績報告について。

11 点目、資料 7。自家用有償旅客運送の登録の抹消について。以上の 11 点となります。

なお、申し訳ございませんが、追加と差し替えの資料がございます。

新規登録の団体資料になります。資料 3 のらしえる、資料 4 の市一舎の概要を追加させていただきます。

また、資料 5 及び資料 6 につきましては、本日差し替え分を配布させていただいております。「正」の字が記載されたものが正しい資料になります。そちらもお手元にご覧いただけますでしょうか。改めまして、追加、差し替えをさせていただきましたこと、お詫びを申し上げます。資料のうち、不足等がございましたら、恐れ入りますが挙手をお願いいたします。

それでは、ここで会議に移る前に、事務局からご報告と皆様にご了解をいただきたい事項がございます。

名簿番号 7 番、一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会理事の野本雄三委員、同じく 9 番、関東運輸局埼玉運輸支局運輸企画専門官の須藤まゆみ委員、同じく 15 番、杉戸町福祉課社会福祉担当の吉倉寛子主任におかれましては、所用のため、本日欠席との連絡をあらかじめ頂いておりますので、皆様にご報告いたします。

また、名簿番号 13 番の矢部雄大委員でございますが、所用によりまして、本日は代

理の鶴岡賢太様のご出席をいただいておりますので、この点についてもご報告いたします。

そこで本日の会議の出席者数ですが、現在のところ 15 名となっており、本日ご出席を賜りました委員の皆様をもちまして、委員の過半数の方が出席をされております。

従いまして、当協議会設置要綱第 8 条第 2 項に基づき、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、当協議会におきまして議事録を作成する関係から、本協議会での発言内容を録音させていただいております。どうぞご理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、次第 3 の自己紹介でございます。

本日は、令和 4 年度第 1 回目の協議会でございます。

お手元の委員名簿に基づきまして、委員の皆様をご紹介させていただきますので、委員の皆様にはその場でご起立をお願いしたいと存じます。

まず、幸手市民生委員・児童委員協議会会長の倉持昭夫様です。

次に、白岡市民生委員・児童委員協議会会長の矢島静江様です。

次に、杉戸町民生委員・児童委員協議会会長の大橋登喜夫様です。

次に、社会福祉法人たいむ共生会理事長の若林敬子様です。

次に、特定非営利活動法人きらりびとみやしろ理事の滝川操様です。

次に、幸手市身体障害者福祉会会長の秋谷清様です。

次に、朝日自動車労働組合執行委員長の飯塚光弘様でございます。

次に、埼玉県東部中央福祉事務所、地域福祉担当課長の石原直哉様です。

次に、埼玉県企画財政部交通政策課主事の大熊聖也様でございます。

次に、幸手市健康福祉部社会福祉課、社会福祉担当主幹の千葉慎也様です。

次に、白岡市健康福祉部福祉課、社会福祉担当主事の矢部雄大様でございますが、本日は鶴岡賢太様にご出席いただいております。

次に、宮代町福祉課、福祉支援担当主幹の小島英樹様です。

次に、久喜市障がい者福祉課、障がい者福祉係主事の昼間辰太様です。

次に、東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻、都市計画研究室助教の真鍋陸太郎様です。

次に、昭和タクシー有限会社代表取締役、明野真久様です。

以上、自己紹介でございます。

続きまして、次第4の会長及び副会長の選出でございます。

当協議会の会長・副会長につきましては、当協議会設置要綱第6条におきまして、それぞれ1人を置くとして定めており、同条第2項により、会長は委員の互選にて、また、第4項により、副会長は会長の指名したものをもちて充てることになっております。

会長の選出につきまして、委員の皆様のご意見をお聞かせいただきたいと存じます。

いかがでしょうか。

○秋谷委員 はい。

○安部課長 はい、挙手がありました。秋谷委員。

○秋谷委員 会長は、学識経験者であります、真鍋委員が適任だと思います。

○安部課長 ありがとうございます。

ただいま、学識経験者の真鍋委員をご推薦いただきました。

皆様いかがでしょうか。

<<異議なしの声あり>>

ありがとうございます。

それでは、真鍋委員、お願いできますでしょうか。

○真鍋委員 はい。承知いたしました。

○安部課長 ありがとうございます。それでは、真鍋委員におかれましては、会長席へのご移動をお願いいたします。

続きまして、真鍋会長から副会長の指名をお願いいたします。

○真鍋委員 はい。それでは、事務局市町である幸手市社会福祉課の千葉委員に副会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

千葉委員よろしいでしょうか。

○千葉委員 はい。承知いたしました。

○真鍋委員 よろしく願いいたします。

○安部課長 ありがとうございます。千葉委員におかれましては、現在の席にて副会長を務めていただきますようお願いいたします。

それでは、会長から就任のごあいさつをいただきたいと存じます。

真鍋会長よろしくお願い致します。

○真鍋委員 みなさま改めましておはようございます。本日の協議会では新規の登録が3件あるという事で、この福祉有償運送の必要性が感じられつつ、逆に言うと、資料にありますとおり廃止届も2団体という事で、まだまだこういった事業を継続していかないといけないかなと思われる状況かと存じます。今年度も、この後必要性の判断や新規登録申請の協議等行っていきたくと思いますが、一年間どうぞよろしくお願いいたします。

○安部課長 ありがとうございます。

それでは、新しい協議会の会長と副会長が決まりましたので、この後の議事進行につきましては、真鍋会長にお願いしたいと思います。

真鍋会長よろしくお願い致します。

○真鍋会長 はい。よろしくお願い致します。

それでは、議題に入る前に、まずは、議事録署名委員を選任させていただきたいと思えます。

こちらにつきましては、本日ご参加いただいている委員の皆様の中から、名簿の順でお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

<<異議なしの声>>

○真鍋会長 ありがとうございます。

では、番号順で恐縮ではございますが、本日出席されております、ナンバー1の倉持委員とナンバー2の矢島委員に署名委員をお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<<受諾の意思表示>>

○真鍋会長 ありがとうございます。

本日の議事録ができましたら、事務局からお 2 人に署名をお願いすることとなりますのでよろしくをお願いします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、本日傍聴希望者の方はいらっしゃいますでしょうか。

○安部課長 はい。本日傍聴者はありません。

○真鍋会長 はい。ありがとうございます。

傍聴希望者の方はいらっしゃらないようですので、議題に入っていきたいと思えます。

それでは、次第に従い進めてまいります。議題 1 つ目「協議事項」の「地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料 1 の「地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断」につきまして、初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、運営協議会の役割と趣旨について簡単にご説明した後、議事としてお諮りした経緯も含め、ご説明いたします。

それでは、運営協議会の役割と主旨からご説明申し上げます。

まず、福祉有償運送とは、タクシー等の公共交通機関によって、要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に認められ、NPO 法人等が、実費の範囲内の対価によって、乗車定員 10 人以下の自家用車を使用して、当該法人等の会員に対して行う、原則ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスのことを言います。

道路運送法では、自動車を用いて旅客の有償運送を行おうとするものは、国土交通大臣の許可が必要となっております。

運行管理等、運行の安全を確保するために、事業者として講ずべき措置が義務づけられております。

自動車を用いて有償で他人を運送するのは、原則として、公共交通機関であるバス、

タクシー事業者が担うべきものであり、移動制約者等の輸送について、当該地域内の公共交通機関事業者によっては、十分な運送サービスが提供されない場合に、こうした移動制約者等の輸送を確保するために、福祉有償運送が必要であることについて、市町村が主宰する運営協議会を構成する関係者が合意した場合に限り、埼玉県知事の登録を経て、NPO等による福祉有償運送の実施を認めることとなっております。

このような背景を踏まえ、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町の地域においては、別にお配りしました要綱を定めまして、当協議会を設置しておるところでございます。

こうした措置を認めるに当たり、運営協議会は、移動制約者による移送ニーズと、当該地域内の旅客事業者、運送事業者による、運送サービスの提供状況を的確に把握した上で、当該地域における福祉有償運送の必要性に関する判断を行う必要性があります。

また、運営協議会では、運送の区域、運送の対価、旅客の範囲などについても、合意を得ることとされていますが、これらの事項について判断する際には、当該地域について、福祉有償運送の必要性があるという認識が、運営協議会構成員の間で共有された上で、各事項について、当該必要性から合理的に導かれる内容とすることが必要となっております。

福祉有償運送の必要性の判断については、平成 23 年 6 月に、「運営協議会における合意形成のあり方検討会」の報告が国土交通省、自動車交通局旅客課において取りまとめられ、その中で、繰り返しになりますが、旅客は本来、バス、タクシー等の公共交通機関が担うべきものであるということを、関係者で認識することが重要であり、公共交通機関だけでは十分な輸送サービスを確保できないことの確認を運営協議会で諮った上で、協議を進めることが大前提であること、さらに、移動制約者の移動機会の確保に関する長期的な対応も含め、議論を深めるためには、数量的なデータの把握が必要であるという指摘がなされております。

このことについては、平成 25 年度の当該協議会において、その際に提示した資料や意見等を踏まえ、数的なものとして、福祉有償運送は必要ということを確認され、その

上で、必要性、安全性及び信頼性などを確認して判断していく結論に至ったものでございますが、経年により、数的データに多少なり変動があると思いますので、ここで改めて福祉有償運送の必要性についてお諮りをし、今後の協議会における登録等について、福祉有償運送の必要性を協議会で合意された形で進めさせていただくところでございます。

そこで、今回皆様にお諮りするにあたり、お手元の資料 1 にございますように、久喜市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町の各市町に、数量的なデータと、それを踏まえた上での、5 番のところ、福祉有償運送の必要性についての考え方をご提出いただいておりますので、本資料をもとに、福祉有償運送の必要性をご確認いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○真鍋会長 はい。ありがとうございます。資料 1 について事務局から説明していただきました。ただいまの件につきまして、委員の皆様からご意見等がございますか。

資料 1 のなかに 1, 2, 3, 4 とございまして、この数字の 1 から 4 まで各市町の情報が書かれています。

それらを総合して、必要性について議論してまいります。ですのでこれは、資料をお読みいただいて、その上で必要性について判断していただくものです。

こちらを見ますとこの実績のところは、幸手市に置かれましては団体が少ないことで延べ回数が少ないという状況ですね。白岡市につきましては、紙の方に書かれておりますが平成 28 年度以降、登録団体がいらっしやらないという状況です。

また、1 のところに書かれている「地域内における輸送の対象となる移動制約者」ですが、現在の数字が書かれておりますが、今後高齢者の方がより増えてきて、介護が必要になる方も今後増加する状況であると思われまます。つきましては、今後も必要であり、よりそのような団体を作っていかなければならないと考えておりますが、皆様はいかがでしょう。

ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

<<受諾の意思表示>>

ありがとうございます。では、必要性の判断については以上になりまして、次の議題に進みたいと思います。議題（１）「協議事項」の「新規登録申請について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。

今回は3団体から新規登録申請が提出されております。

それでは申請団体の方をお呼びしますので、少々お待ちください。

お手元の資料2のとおり、社会福祉法人誠会様から新規登録申請が提出されております。窓口市町は久喜市でございますので、久喜市事務局より概要の説明をお願いいたします。

○久喜市 それでは福祉有償運送に関する登録申請の概要について、久喜市から説明いたします。

まずは資料2を、ご覧ください。

まず1、運送の主体でございます。名称は社会福祉法人誠会、住所は埼玉県久喜市東大輪437番地2、代表者は岩下華子さん、事務所の名称は、ヘルパーステーションまこちゃん、位置は埼玉県久喜市東大輪404番地になります。

2の法令順守に関しましては、欠格事由の該当はございません。

3、運送の区域は、久喜市、加須市、羽生市となっております。

4、旅客の範囲に関しましては、利用会員数26人、内訳につきましては身体障害者5人、精神障害者1人、知的障害者5人、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者はいらっしゃいません。会員在住市町村は、久喜市22人、幸手市3人、杉戸町1人となっております。

5、旅客から収受する対価でございます。旅客から収受する対価につきましては距離制、時間制となっており、距離制については、初乗り2キロまで350円、加算につきましては、以後1キロあたり100円でございます。運送の対価以外の対価は、迎車回送料金として5キロまでは無料、5キロから10キロまでは300円、10キロ以上は500円、と

なっております。時間制については、初乗り 30 分以内 475 円、加算につきましては、以後 30 分あたり 475 円でございます。運送の対価以外の対価は、迎車回送料金として 5 キロまでは無料、5 キロから 10 キロまでは 300 円、10 キロ以上は 500 円となっております。

6、自動車の保有についてでございます。申告車両台数は 12 台、車両の種類につきましては車いす車 1 台の所有車両と、セダン等の所有車両 1 台、持ち込み車両 10 台となっております。

7、運転者等の確保でございます。運転者につきましては 16 人となっており、うち第二種免許取得者 1 名となっております。運転車両は福祉車両、セダン車両となっており、介護福祉士の登録者は 2 人、また 14 人が講習を受講済みとなっております。

8、運行管理体制等についてでございます。運行管理の責任者は、遠藤大学さんです。車両数は 12 台、責任者は 1 人でございます。資格の種類につきましては、運行管理者となります。運行管理の体制につきましては、代表者が運行管理の責任者、運行管理責任者の代行者、運転者となっております。

9、整備管理体制等についてでございます。整備の管理責任者は内田篤史さん、整備管理の体制につきましては、代表者から整備管理の責任者となっております。

10、事故対応等についてでございます。事故対応の責任者は遠藤大学さん、事故処理連絡体制につきましては、運転者から事故対応責任者、事故対応責任者から代表者、また、運転者から最寄りの警察署、事故対応責任者から埼玉北地区福祉有償運送市町共同運営協議会、埼玉県交通政策課、久喜市障がい者福祉課となっております。苦情処理体制につきましては、苦情処理責任者は遠藤大学さん、苦情処理担当者は内田篤史さんとなっております。

11、損害賠償措置についてですが、保険会社等、別紙概要のとおりとなっております。契約内容は、11 台が対人対物無制限、10 台が対人無制限、対物 1000 万円となっております。

以上で、概要の説明を終わります。

○真鍋会長 はい。ありがとうございます。

では、社会福祉法人誠会様から何か追加説明はございますか。

○誠会 皆さまお世話になります。よろしくお願いいたします。

今年の3月まで、NPO 法人誠会として有償運送をやらせていただいております。この度4月1日から法人格が変わりましたので、今回新規で申請をさせていただきます。

私どもは障がい福祉関係で実施している団体で、生活サポートのサービスを提供しています。

○真鍋会長 はい。ありがとうございます。

では、協議に入っていきたいかと思いますが、私からいくつか質問させていただきたいのですが、今のお話ですと、NPO 法人としては3月までで、こちらの社会福祉法人、8月にできたということですが、4月から今まで福祉有償運送は、NPO としてやられているんですね。

○誠会 そうです。今までどおりです。

○真鍋会長 NPO 法人は、まだ今もあるということですね。

○誠会 私どもは社会福祉法人の申請に関して、久喜市から許可をいただきました。

賃貸物件のある2事業所、デイサービス関連はNPO として動いていますけれども、生活サポートをやっている居宅、ヘルパーステーションは、社会福祉法人の事業所で、法人所有の建物で行っております。

○真鍋会長 では、福祉有償運送はNPO 法人としてやられているのでしょうか。

○誠会 福祉有償運送は、今までNPO 法人として行っています。

○真鍋会長 はい。ありがとうございます。

今回の申請において対価等の変更はございますか。

○誠会 対価等に関しましては、新しい情報を調べて修正しています。

○真鍋会長 どの程度変更されていますか。今回は新規なので必要ありませんが、法人格が変わるということで、NPO と今回でどの程度違うか、ご説明いただけますか。

○誠会 そこまで詳しくは調べていません。

運送の対価としては、距離制は特に変わりませんが、時間制の金額が変わっていましたので、それに合わせて、2分の1の金額に修正し、さらにうちのほうで、金額を変えろという形にさせていただいています。

○真鍋会長 ありがとうございます。

なぜそこをお伺いしたかという、利用者さんにとっては、もちろん法人が変わるわけですが、それに伴い金額が変わるのかどうかということに気がされると思うのですが、その点はきちんと告知されるということによろしいですか。

○誠会 はい。

○真鍋会長 承知しました。

あと NPO 法人では、車両登録が 3 台でしたが、今回、車両登録 11 台になっていますが、これは何か方針の変更等、あるようでしたら伺ってもよろしいですか。

○誠会 直接、誠会に来てから、そのまま自身の車で行けるようにする予定で、それで今回、運行管理者の資格を取っていただき、それに合わせて台数を増やしたという形になります。

○真鍋会長 運転者の数は、それほど変わっていませんが、車両だけ増えてというのか、これは NPO 法人の際には、持ち込み車両は少なかったということによろしいですか。

○誠会 そうです。

○真鍋会長 今回は、持ち込み車両でそのまま運行させるということになっておりますね。

ありがとうございます。委員の皆様から質問等ございますか。

○若林委員 はい。

○真鍋会長 お願いします。

○若林委員 はい。

間違いだと思いますが、時間制の表記として、初乗り 475 円と、価格 30 分ごと 475 円ってということで、表の方では 1425 円で、かっこ付けで 250 円となっていますが、これは誤りでしょうか。

○誠会 ここのかっこの中、250ではなく、475ですね。すみませんでした。

○若林委員 そこに、初乗りとか加算のところは 1425 円と書いたほうが良いのではないでしょう。

○誠会 ご指摘ありがとうございます。

先ほどご説明いたしました、私どもは生活サポートで事業を行っており、スタッフの不足もあって今まで利用された人はいらっしゃいません。

逆に教えていただきたいのですが、ほかのところはどうなさっていらっしゃるのでしょうか。

○真鍋会長 こちら、まず時間制については生活サポート事業を併用する場合ということでよろしいですか。

○誠会 距離制のほうが生活サポートです。

○真鍋会長 生活サポートというのは時間でお支払いいただきますよね。

1 時間 950 円、ご負担いただき、その他、移動した場合には距離で頂くということですね。

○誠会 そうです。

○真鍋会長 この時間制は、どういう場合に使われるものですか。

○誠会 先ほど説明いたしましたように、利用がありません。

○真鍋会長 利用の有無ではなく、この申請ではどういう意味で記載しているのですか。

○誠会 今後あるかどうかは分かりませんが、この時間だけ利用したいという方がいらっしゃった場合に利用する予定ではあります。

○真鍋会長 利用されるかもしれない方に内容の提示をする際、そこが明確でないと使うほうも不安で使えないと思います。

どのような利用を想定しているのかを、ここには書いていただかないといけないのだと思いますが。

○明野委員 逆に、関係ないのでしたら、それは入れなくていいと思います。

○真鍋会長 今の NPO 法人では、時間制は書いていらっしゃらないですね。

書いてないので、今回あったように、書いてみたいということかと思いますが、使う予定がなければ書かなくていいと思います。

○誠会 こちらのほうは、削除させていただきます。すみません。

○真鍋会長 距離制のみでやられるということによろしいですね。

○誠会 やる予定です。

○真鍋会長 はい。

それと生活サポートが今回、こちらの申請ですと生活サポートのある、なしは何も書かれていないのですが、生活サポートがあってもなくても、その料金は頂くということによろしいですか。

○誠会 生活サポートがある方に対してを対象としています。

○真鍋会長 事業者としてやられている事業自体はそうだと思いますが、運送の対価については、生活サポートがある場合等、ない場合等という記述はございません。

受け入れる方が、皆さん生活サポートでの利用であれば、常に生活サポートということになると思いますが、万が一生活サポートでの利用ではない人が利用したいとなった場合にも、これを適用するということによろしいですか。

あるいは、生活サポートは年間の上限が決まっています。その上限を超えた場合には、この価格で対応するということによろしいですか。

○誠会 失礼しました。

今のところは特に、生活サポートの利用者以外の方は、考えていません。そこに関しましては、希望する方が現れたら改めて検討したいと思います。

○真鍋会長 今回の申請では、生活サポートの方であろうがなかろうが、この値段で実施するという申請になっております。

ですので、今後そういう方が出てきて対象とされる場合は、変更届を出していただいて、もう一度協議ということになりますが、それによろしいですか。

その協議が整うまでは、生活サポートでもそれ以外でも、この運営ということによろしいですか。

○誠会 はい。

○真鍋会長 ということは、生活サポートの時間内で、この運送をやるという理解なのではないでしょうか。

○誠会 実際には生活サポートの時間内で行っていますが、生活サポートの時間を超過したり、生活サポートの対象ではない人が利用したりする場合に、利用できるようにするための申請となります。

○真鍋会長 分かりました。

たいむ共生会さんの場合は、生活サポートと、そうでない場合、分けられていますよね。

○若林委員 そうですね。

○真鍋会長 他の申請団体では、分けて書かれている場合があります。

その場合は、生活サポートの時間を超えて、生活サポート分の補助が出ない場合には、この金額をいただきますというように書かれています。

○誠会 もし違う形になる場合は、ここに距離制のものをもう一つ、表を作成するということですね。

○真鍋会長 そうですね。生活サポートの場合はこれ、生活サポートでない場合はこれですという形で書いていただければ結構です。

○誠会 分かりました。ありがとうございます。

○真鍋会長 もし、今の案で実施したい場合には、その修正案を出してもらって、さすがにその内容は事務局判断ではできないので、もう一度協議してもらうことになるかと思えますので、その必要性が出たときに変更届を出していただくほうがよろしいかと思えます。

○誠会 ありがとうございます。

○真鍋会長 ほかに委員さんでご質問ありますでしょうか。はい。明野委員。

○明野委員 すみません。2点だけ。

まず運送の対価以外の対価のところの、迎車回送料金のところは、「10キロまで 300

円」。この「10 キロまで」の、どこを基準としてが書いてないのかなというのと、持ち込み車両のところの、所有者と、使用者のところが違ってる方がいたんですね。これはムーヴですね。6522、運転手が岸さんという方になられ、所有者は内田さんになります。

自動車保険を見ると、保険は岸さんという方がかけていて、保険の契約者は所有者と一緒にということになってるんですね。恐らく住所が一緒なのかなと思うのですが、この辺はどういうつながりになってるのかを教えてください。

内田さんと岸さんの関係でしょうか。その辺が、保険によっては同じになってしまっ
て、車検証が別の人になってるので、そこの整理で、この2点です。

○真鍋会長 先に、迎車回送料金のところですね。

起点がどこというのは、持ち込み車両なので、運転手が自宅から直接、対象者のご自宅まで行くこともあり得ますよね。

その場合は、持ち込み車両の所有者の方の自宅が起点になるのか、あるいは一旦事務所
所に行って、そこを起点にして考えるのか、いかがでしょうか。

○誠会 現状では、会社に来てもらってからと考えています。

○真鍋会長 そのほうが、安全点呼等もございますので、よろしいと思います。

○明野委員 その切り替えは、書いてもらうことはできますか。

○真鍋会長 では、ここを事務所から、まずこれ、書き方として、5 キロまで無料というの
を先に書いたほうがよろしいかと思います。

もう一点の、車両番号 7 番の車の所有者と使用者の保険と車検証の関係等ですね。こ
ちらはいかがでしょうか。

○誠会 はい。

まず、車検証の所有者ですが、こちらは岸さんの親になります。結婚されたことで、
岸さんの名字が変わったという形になります。

保険のほうは、岸さんが加入しています。

○明野委員 細かいのですが、車両所有者のところが契約者と同じになっているので、車検

証と別になってしまうため、これで大丈夫なのかなと疑問に思います。保険上は、所有者は岸さんとしてになるので。

○真鍋会長 これは、車検の所有者と保険に書かれた所有者が違っていることが問題なのは、ということですね。

本日、須藤委員は欠席ですが、後ほど事務局からその点について確認いただいてもよろしいですか。

○事務局 分かりました。

○真鍋会長 もしかすると、これは団体の問題というよりか、岸さんの保険契約の問題なのかもしれません。

それは、なぜこの場でお話しするかというと、万が一事故を起こした場合に、保険が適切に支払われるかどうかということにつながりますので、困ることがあるかもしれないので確認させていただいています。ほかにございますでしょうか。

○大熊委員 はい。

○真鍋会長 お願いいたします。

○大熊委員 資料の最後のほうに付いております、運行管理マニュアルなのですが、事故発生時の対応ですとか、苦情に関する対応のところ、加須市に報告すると書いてありますが、これは久喜市でよろしいですかね。

○誠会 すみません。久喜市の間違いです。修正いたします。

○真鍋会長 ありがとうございます。

誠会さんは、NPO のときには北埼玉を主体に実施されていましたが、今回も北埼玉でも登録されるのでしょうか。

○誠会 はい。

○真鍋会長 分かりました。そちらの協議会はまだですか。

○誠会 そうですね、そちらはまだ連絡が来ていません。

○真鍋会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○事務局 すみません。

○真鍋会長 お願いします。

○事務局 事務局からになります。本日欠席されている、関東運輸局埼玉運輸支局運輸企画専門官の須藤委員より、質問を3点伺っておりますので、ご回答をお願いいたします。

まず1点目になります。概要と、自家用有償旅客運送の登録の申請という資料にもありますとおり、運送の区域が「久喜市、加須市、羽生市」と記載されていますが、旅客の範囲にあります、会員の在住市町村は「久喜市、幸手市、宮代町」となっています。

運送の区域と旅客の範囲で市町が違っているのは、何か理由がございますでしょうか。

○誠会 運送の区域に加須市と羽生市が入っているのは、そちらの担当協議会には出しておりますが、そちらの運送区域として入っているのもので、それで、このようになっています。

○真鍋会長 恐らくそういう主旨ではなく、埼玉北の範囲については久喜市が拠点になっていると思いますが、それ以外の市町だけで運行が完了する旅客の方がいらっしゃるということでしょうか。

要は旅客の中で、宮代町の方を運送する場合に、宮代町で乗せて宮代町で降ろすということであれば、運送の区域に宮代町を追加しないといけません。でも、宮代町の利用者であっても、拠点である久喜市を経由してサービスを提供するというのであれば、運送の区域に宮代町は不要となります。

必ず久喜市で乗るか降りるかするのであれば、この申請でも構わないのですが、そこはどうですかというご質問かと思えます。

○誠会 分かりました。ちなみに久喜市ではなくて、うちの事業所に来てという形になります。

○明野委員 来てというのは、運転手だけですか。

旅客の中に、例えば宮代町から白岡中央病院行くのに、利用者が一度久喜市に入ってから降りて、また乗って白岡中央病院に行くのであればそれは正解ですが、宮代町の人を直接白岡中央病院に送迎するのであれば、発着のどちらも久喜市に入っていないから移送できませんよということになるので。

利用者がどこで乗るかどこで降りるか、その片側のどちらかに久喜市が入ればいいけど、そうでなければ、久喜市だけでは駄目ですよとなります。

○誠会 分かりました。

そうすると、宮代町を追加ですね。ほかにも杉戸町と幸手市と不足しているので、追加するようにします。

○真鍋会長 こちらの運送区域については、追加する場合、もう一度協議が必要になりますので、併せて申請していただくのがよろしいと思います。

軽微な変更では済まない内容です。どういたしますか。

○誠会 幸手市と杉戸町を追加します。

○真鍋会長 そちらは訂正資料にしたいと思います。

今のお話ですと、北埼玉の範囲についても、同じことが起こりそうなので、この協議会の取り扱う範囲ではないですが、そちらの協議会に申請するときも気を付けていただければと思います。

では、須藤委員の続きの質問をお願いします。

○事務局 はい。2点目になります。

同じく自家用有償旅客運送の登録の申請内の、6、運送しようとする旅客の範囲でホの欄に○を記載していますが、旅客の範囲を見ますと「ホ」に該当する方がいらっしゃらないようです。これは後に増えることを想定しているか、または他の地区に該当する方がいらっしゃるかという解釈でよろしいでしょうか。

○誠会 その解釈で問題ありません。

○真鍋会長 これから増えるのか、あるいはもう既にいらっしゃいますか。

○誠会 現状、北埼玉地区に「ホ」に該当する方がいらっしゃいます。

今後こちらでも、もしそういう方がいらっしゃったら対応できるようにと考えており、丸を付けています。

○真鍋会長 ありがとうございます。次の質問をお願いいたします。

○事務局 3点目になります。

確認のためお伺いいたします。福祉有償運送で使用する車両に対して任意保険の契約をされているようですが、こちらは福祉有償運送の運行中の事故も保険が適用されるような契約内容のものとなっておりますでしょうか。

○誠会 各個人に確認の上、適用しているということを確認しています。

○事務局 ありがとうございます。以上の3点になります。

○真鍋会長 ありがとうございます。今のご質問の中で、特に区域のところにつきましては、修正したものを出示していただくようになりますので、よろしくをお願いします。

では、ほかになければ、今の修正事項、まず運送の対価のところについては、距離制のところを削除するということと、迎車回送料金のところの記述を改めるということで。

それと運行の区域のところについては、実際に発地または着地になる所をきちんと追加してもらおうということですね。

あと、先ほどの車検証と保険証の所有関係について、ずれているところがありましたので、それがこのままでいいのいかどうかは須藤委員に確認をしていただき、駄目な場合は、保険の契約状況を見直してもらおうということでよろしいですか。

その点については、協議会では、このまま受け取ることにしたいと思いますが、その旨は岸さんにきちんと伝えていただくということですね。

以上でよろしいでしょうか。その辺を修正していただいて、あとは事務局と私とで確認したいと思います。

では、そのようにさせていただきたいと思いますので、後ほど修正資料を提出いただければと思います。

こちらのNPO法人誠会については議論をする機会がございません。

ですが、こちらの申請が通るまでは、NPO法人としてしっかりとやっていただくようお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○明野委員 よろしいですか。

車の所有は、NPO法人と社会福祉法人とでは全て異なりますか。

要は、社会福祉法人として登録する段階で、前の車両と所有が重複しているとする
と、よろしくないと思います。

ですので、法人格を変更してスタートするとしたら、NPO 法人の契約を解除するな
り、車の所有を全て、社会福祉法人にしないといけないのではないのでしょうか。

○誠会 車検証の話ということですか。

○明野委員 車の所有者ですね。

NPO 法人と社会福祉法人は別の法人格ですので、社会福祉法人の所有になっている車で、
NPO 法人として運行するのはよろしくないのかなと思います。

今、車の所有者はどうなっていますか。NPO 法人として使用していた車の所有者はどちら
になっていますか。

○誠会 社会福祉法人になっていますね。今回の申請に出すために変更しているので。

○明野委員 そうすると、よろしくないのかなと思います。

○真鍋会長 それについては、車両入れ替えの申請、軽微な変更で対応できます。

○明野委員 できるのですか。

○真鍋会長 はい。所有者と違って、車両の入れ替えになりますので。

○明野委員 持ち込みになるのではないですか。

○真鍋会長 法人格が別となることで、NPO 法人として使用していた車を社会福祉法人が使用
する場合、それは協議会としては、車両の変更になるため、基本的には軽微な変更として提
出していただければよかったです。恐らくされていないと思います。

この申請が通るまでに、一旦出してもらおうということも考えられますので、NPO 法人から
車両の入れ替えの軽微な変更届を出してもらおうということでしょうか。

若林委員、何かその辺りの知見ございますか。法人格が変わるときに。

○若林委員 私どもは事前に行いました。ですので、特にそういうことは起こりませんでし
た。

○真鍋会長 分かりました。では、軽微な変更届を NPO 法人として出していただければと思
います。

○誠会 分かりました。

○真鍋会長 お願いします。

では以上としたいと思います。どうもありがとうございました。

○誠会 ありがとうございました。

○真鍋会長 ありがとうございます。

各市町にお願いですが、法人格が変わられるという今回の誠会さんのような例が、今後もあるかもしれませんので、その場合、事後でやられると、今みたいに所有権の関係等問題が生じます。

あるいは NPO 法人、切り替えの期間中の手続きが曖昧になったりするので、可能でしたら事前に把握して、事前の申請をしていただくのがよろしいかと思います。たいむ共生会さんは、事前のご判断でそうされたのだと思いますが、そうでない場合にはなかなか団体の判断することが難しいと思いますので、可能でしたらご対応していただければと思います。

よろしくお願いします。

では、ありがとうございました。

続いて新規登録申請の2団体目となります。

○事務局 はい。それでは、申請団体の方をお呼びいたしますので、少々お待ちください。

○らしえる 失礼します。おはようございます。

○事務局 お手元の資料 3 番にありますとおり、一般社団法人らしえる様から新規登録申請が提出されております。

窓口は宮代町でございますので、宮代町事務局より、概要の説明をお願いいたします。

○宮代町 それでは福祉有償運送に関する登録申請の概要について、宮代町から説明させていただきます。資料につきましては3番です。

1、運送の主体。名称、一般社団法人らしえる、住所、埼玉県春日部市小渕 225 番、代表者名、菊池雅博。事務所の名称及び位置、らしえる、住所は一緒です。

2、法令順守。欠格事由に該当ございません。

3、運送の区域、こちらは宮代町です。

4、旅客の範囲、利用会員数1名、身体障害者1人。会員在住市町村名、1名、宮代町。

5、旅客から収受する対価、1、距離制。運送の対価、初乗り10キロまで400円、加算、以後1キロあたり50円。運送の対価以外の対価、迎車回送料金、5キロまで無料、5キロから10キロまで300円。2、時間制。運送の対価、初乗り30分以内475円、加算、以後30分あたり475円。運送の対価以外の対価、迎車回送料金5キロまで無料、5キロから10キロまで300円。

6、自動車の保有。使用車両台数3台、所有3台。車いす車1台、所有1台。セダン等2台、こちらも所有で2台。

7、運転者等の確保。運転者人数5名、福祉車両運転者人数5名、講習受講状況5人。2番、セダン車両、運転者数2名、介護福祉士の登録者数1名、講習受講状況2名です。

8、運行管理体制等。運行管理の責任者の就任、伊藤雄一。車両数3台、責任者1名。資格の種類、運行管理者。運行管理の体制、代表運行管理の責任者、運行管理の責任者の代行者、運転者。

9、整備管理体制等。整備管理の責任者の就任、菊池雅博。整備管理の体制、代表者、整備管理の責任者。

10、事故対応等。事故対応責任者の選任、これ抜けているのですか。菊池さんで大丈夫ですか。

○らしえる 大丈夫です。

○宮代町 抜けておりますが、菊池雅博様。

事故処理連絡体制、運転者、事故対応責任者、代表者。各警察署、埼玉北地区福祉有償運送市町共同運営協議会、埼玉県企画財政部交通政策課、宮代町福祉課福祉支援担当等。苦情処理体制。苦情処理責任者、菊池雅博、苦情処理担当者、伊藤雄一。

11、損害賠償措置、契約保険会社等名。1、春日部 301 め 655、あいおいニッセイ同和損害保険。契約内容、対人無制限、対物無制限。2、春日部 880 あ 1514、あいおいニ

ッセイ同和損害保険。契約内容、対人無制限、対物無制限。3、春日部 301 ゆ 4300、あいおいニッセイ同和損害保険。契約内容、対人無制限、対物無制限。

以上です。

○真鍋会長 ありがとうございます。団体から補足等ございますか。

○らしえる どうもおはようございます。お世話になっております。補足というのは特にはないですが、私ども一般社団法人らしえるは、春日部市にある団体でして、今回、宮代町で 1 名、利用者様がおりますので、ここの協議会のほうに参加をさせていただくことになりました。

先日、埼玉南の協議会にも参加させていただきました。こちらのほうのご認可をいただきましたけれども、本日はどうもよろしく願いいたします。以上です。

○真鍋会長 ありがとうございます。

私から質問ですが、今回、宮代町の旅客の方を 1 名というところですが、この方は春日部市の事業所との行き来以外に、宮代町からどこか、春日部市以外の所に直接行く可能性があるということでの申請でよろしいですか。

○らしえる いえ、基本的には事業所と宮代町利用者のご自宅になります。

○真鍋会長 そうしますと、本日来ていただきましたが、埼玉北に申請する必要はないのでしょうか。春日部市で発地または着地になるのであれば、これは春日部市の方の協議会に申請すればよろしいと思います。

○らしえる 本日の協議会には間に合わなかったのですが、この先、宮代町の利用者様が増える可能性がございましたもので、そういう意図もあります。

○真鍋会長 もちろん構いませんが、要は発地か着地がそこにあれば、その協議会で済むところですので、利用者が増えたとしても、常に春日部の事業者との行き来の運送であれば、埼玉北の申請は必要ないということ、まずはお知らせしておきたいと思います。

○らしえる あと、ごめんなさい。直接の発着も可能性としてゼロではないです。

○真鍋会長 もちろん宮代町のご自宅から宮代町の病院へ行き来するのであれば、ここでの登録が必要になります。では、そういうことがあるということよろしいですか。

○らしえる はい。

○真鍋会長 委員の皆様から、いかがでしょうか。埼葛南では既に協議を整えているということとです。

○明野委員 はい。

○真鍋会長 お願いします。

○明野委員 すみません。

迎車回送料金 300 円、5 キロ以内の、5 キロがどこからになるかというのを教えていただきたいのと、保険については、ビアンテの保険は、「お客さま控え」になっているため、保険証券または保険証明を用意していただく必要があります。この「お客さま控え」は、保険会社の印がないため証明にはなりません。

○らしえる かしこまりました。

まず、ビアンテの書類は差し替えさせていただきます。こちらは事務局に提出する形でしょうか。

また、基準点に関してなんですが、これはどういうことでしょうか。

○真鍋会長 迎車回送ですので、どこから迎えに行つて、5 キロ以内なら無料なのかということとですね。

運送の対価に関する申請者で、5 キロ以内は無料というふうな注意書きがあるので、どこから5 キロなのかということが、利用者に分かりません。

○らしえる 事業所からと考えています。

○明野委員 事業所からということになると、そのところがどうなのか。それによって料金が変わってきますし、タクシーでは今は定額なのですが、基本的には無線を受けた場所からとなります。それで昔は料金高いとか安いとか、そういうことがあったと思いますけど、それは、タクシーが近くにいれば安いけど、遠くだと高いというこういう仕組みなんですね。

恐らくそういうことで、一番近い所から行くのか、事業所からの基準となるのか、行きはかかるけど帰りはかかりませんということになってしまうので、しっかり記入をしてあげな

いと分かりづらいかと思います。

○らしえる 分かりました。それでは事業所からということで、利用者様にも周知させていただきます。

○真鍋会長 帰り、事業所から送る場合は発生しないということによろしいですか。

○らしえる そうですね。

○真鍋会長 分かりました。申請書にも、起点は事業所とすると書いていただければよろしいかと思います。

○らしえる ありがとうございます。

○真鍋会長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○事務局 すみません。事務局からになります。

本日欠席されている関東運輸局埼玉運輸局運輸企画専門官の須藤委員よりご質問を1点伺っておりますので、ご回答をお願いいたします。

確認のためお伺いいたします。福祉有償運送で使用する車両に対して、任意保険の契約をされているようですが、こちらは福祉有償運送の運行中の事故も保険が適用されるような契約内容となっておりますでしょうか。

○らしえる そのとおりでございます。適用されます。

○事務局 ありがとうございます。

○真鍋会長 ありがとうございます。では運送の対価のところの、迎車回送料金に起点の記述をいただいて、修正した上でその内容を事務局と私と確認する方法で、協議を整えてよろしいでしょうか。

○らしえる はい。

○真鍋会長 ありがとうございます。では、一般社団法人らしえるさんの協議は以上としたいと思います。ありがとうございました。

○らしえる お時間いただきまして、どうもありがとうございました。

○真鍋会長 それでは次の申請団体の方お呼びいたしますので、少々お待ちいただきます。

○市一舎 こんにちは。

○事務局 はい。ではお手元の資料番号 4 番になります。一般社団法人市一舎障がい福祉じゅれ一様から新規登録申請が提出されております。

窓口市町が宮代町でございますので、宮代町事務局より概要説明をお願いいたします。

○宮代町 それでは宮代町から説明いたします。

1、輸送の主体。名称、一般社団法人市一舎、障がい福祉じゅれ一。住所、埼玉県春日部市内牧 2704 番地 10。代表者名、阿曾 新。事務所の名称及び位置。名称、じゅれ一サポートサービス。位置、こちら住所を間違えておりまして、埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 2 丁目 2-7-105。訂正をお願いします。

2、法令順守。欠格事由に該当なし。

3、運送の区域。埼玉県宮代町、久喜市、杉戸町、白岡市、幸手市、蓮田市。

4、旅客の範囲。利用会員数 22 名、身体障害者 2 名、精神障害者 1 名、知的障害者 19 名。うち要介護認定を受けている者はいません。その他、要支援認定を受けている方もいらっしゃいません。基本的にチェックリストに該当する者はございません。その他に関してもございません。会員在住市町村名、春日部市 12 名、杉戸町 4 名、蓮田市 1 名、さいたま市 1 名、加須市 1 名、和光市 1 名、野田市 1 名、松伏町 1 名です。

5、旅客から収受する対価。距離制については設定がございません。2、時間制。運送の対価、初乗り 30 分以内 500 円、加算、以後 30 分あたり 500 円。運送の対価以外の対価、送迎回送料金 30 分まで 200 円。待機料金 30 分ごとに 400 円。

6、自動車の保有。使用車両台数 1 台、所有 1 台。セダン等 1 台、所有 1 台。

7、運転者等の確保。運転者人数 3 名。福祉車両はいらっしゃいません。2、セダン車両、運転者人数 3 名。介護福祉士の登録者数 1 名、講習受講状況 3 名です。

3、運行管理体制等。運行管理の責任者の就任、西元慶枝さん。車両数 1 台、責任者 1 名、資格の種類、運行管理者。運行管理の体制。代表者、運行管理の責任者、運送管理の責任者の代行者、運転者。

9、整備管理体制等。整備の管理の責任者の就任、西元慶枝さん。整備管理の体制、代表者、整備管理の責任者。

10、事故対応等。事故対応責任者の選任、すみません。

こちら抜けておりました。西元慶枝さんです。

事故処理管理体制、運転者、事故対応責任者、代表者、そこから各警察署、埼玉北地区福祉有償運送市町共同運営協議会、埼玉県企画財政部交通政策課、宮代町役場福祉課福祉支援担当等。苦情処理体制。苦情処理責任者、西元慶枝さん、苦情処理担当者大橋知早さん。

11、損害賠償措置、契約保険会社等名。1、春日部 580 ひ 9547、三井住友海上火災保険、契約内容、対人無制限、対物無制限。

以上です。

○真鍋会長 ありがとうございます。団体から補足等ございますでしょうか。

○市一舎 車両保険に関しまして、今、宮代町に提出しているものについて、8月6日に失効するものを提出しておりましたので、このたび保険を、また同じ三井住友海上火災保険で更新をさせていただき、期間が延長になりました。令和4年8月6日から令和5年8月6日の午後4時までの期間になります。

○真鍋会長 ありがとうございます。

私から質問させていただきたいのですが、こちら宮代町の笠原に事業所があるということですか。それで、車両が1台で、利用者の会員が22名ということですが。また利用者の方がいろんな市町にいらっしゃいますが、どのような福祉有償を想定されていますか。

○市一舎 基本的にグループホームのお迎えなどに使おうと思っております。

○真鍋会長 車両1台ということなので、22名の会員さまがいらっしゃいますが、その1台で回すということですね。

○市一舎 はいそうですね。平日利用の方が今現在1名です。土日の利用に関しては4名ほどいらっしゃいまして、常にあるというわけではございませんので、今のところ1台で足りております。

○真鍋会長 ありがとうございます。こちらは埼玉葛南で、既に協議したという状態としていいですか。

○市一舎 そのとおりでございます。申請内容は埼玉葛南で整ったものと同様の内容でございます。

す。

○真鍋会長 ありがとうございます。

私からの質問は以上で、委員の皆様からいかがでしょうか。

○明野委員 すみません。

○真鍋会長 お願いします。

○明野委員 確認です。事業所が宮代にあるということで、車の点呼等はどちらでやっているのかというのが一つです。

それと運行の区域に関してですが、まず蓮田はこの地域ではないと思います。

それと、利用者の状況を見ると、運送の区域がこれだけある理由が何かないということが一つ。

例えば白岡市の方はいないですね。これ見ると、宮代町もですが、幸手市の方もないと思います。この辺がなぜ入っているのでしょうか。

あと、この会議とは別になるかもしれませんが、これは県の人に聞きたいのですが、幸手の保健所の区域が蓮田まで広がったという話があつて。

そうすると、これは確か保健所単位でやっていると思うので、変更しなくてはいけないのかどうか分からないので、これは後で県か保健所の人に聞きたいなどは思っているのですが。

先ほどの運送の区域と点呼の状況、この二つだけお願いいたします。

○市一舎 運送の区域に関しまして、うちに登録されている名簿ですが、登録住所がご実家のほう、例えば加須市にご実家があるという方もいらっしゃいます。

実際に宮代町のグループホームを利用されていて、宮代町発着で利用されるということがメインになっています。

ですので、加須市の住民票を移さずに、旅客名簿はご実家の住所で記載させていただいていますが、実際には宮代町で運送をさせていただきたいということで、申請させていただいた地域のための運行を予定しております。

○明野委員 例えば白岡市の運送の区域で今回出されていますが、白岡市の方は名簿にいない

と。それはなぜ申請されているのでしょうか。

○市一舎 白岡に関しましては、白岡に行くことがありますので記入させていただきました。

○真鍋会長 どの団体にも言えることですが、この運送の区域というのは、そこでお客さんが乗る、あるいは降りる場所を書いてくださいということです。

ですので、これは常に宮代町の事業所からどこかっていう場合は、宮代町だけここに書いていただければいいのですが、そうではなく、例えば久喜市の方を久喜市の病院で降ろすことがあるということであれば、久喜市も書かないといけなくなります。

ですので、先ほど、どのような形で福祉有償を使われますかということ聞かせていただきましたが、基本的には事業所に来てもらって、来るときのお迎えと、帰るときを送りだけだとすると、むしろ宮代町だけ書いていただければいいということになりますが、その点いかがですか。

○市一舎 おっしゃったとおりで、宮代町から白岡市に行って、白岡からまた宮代に戻ってくる形になります。

○真鍋会長 来るというだけとしますと、その運送区域は宮代町だけ書いておいていただいていると思います。ただ、運送の区域の拡大というのは協議会の協議事項なので、また来てもらわないといけなくなるので、もしも久喜市の中での行き来があるということ想定されているのであれば、久喜市も今回書いといていただいてもいいのですが、もし今後ないようであれば、宮代町だけでいいのですが、いかがいたしましょうか。

○市一舎 そうでしたら、久喜市のほうもお願いします。

○真鍋会長 久喜市、杉戸町、白岡市、幸手市も書いておきますか。

○市一舎 よろしく願いいたします。

○真鍋会長 蓮田市はこの協議会の範囲ではありません。あとは点呼ですね。点呼はどのようにされていますか。

○市一舎 今現在、車両の保管場所として、春日部市の北春日部にある相談事業所の駐車場を借りて、そこに止めております。

そこで点呼ということになると思います。

○真鍋会長 実際には、事業所にお迎えをする場合も、運転手の安全確認と、お酒を飲んでいないかとか、そういうことも北春日部の車庫でやられるということですか。

○市一舎 はい。

北春日部の事務所の中でやらせていただこうかと思っております。

○真鍋会長 事業所から送る場合も同じように、そこで行って、また笠原まで行って、そこからご自宅まで送り届けるようなことですか。

○市一舎 そうですね。

○真鍋会長 そうすると、こちら今、迎車回送料金が 200 円となっているので、これは毎回かかるということによろしいですかね。

○市一舎 はい。基本的にそうです。

○真鍋会長 事業所から帰る場合も、それはかかるということですかね。

○市一舎 そうですね。

事業所から 200 円を迎車料金として施設などに送る。その場所に来てと言われた場合に、そちらに行った際にかかる料金ということですね。

○真鍋会長 ご自宅にお迎えに行った場合はかかりますか。

○市一舎 自宅に関しては特に設けておりません。そこから発着ということにしておりますので。

○真鍋会長 なるほど。

自宅までお迎えに行った場合も 200 円かかるのかなという書き方をされているのですが、どうでしょうかね。

自宅以外への迎車の場合には、どういうふうに書かれますか。

○市一舎 そのように注意書きを一つ入れさせていただきたいと思います。

○真鍋会長 それでよろしいですかね。

例えば北春日部に車があると、野田市のほうまでお迎えに行ったとしても、200 円は頂けませんが、それでよろしいですか。

○市一舎 はい。大丈夫です。

○真鍋会長 ではこのように、自宅の場合は頂かないということで注意書きをお願いします。
これでいいですか。

○明野委員 少しいいですか。運行の主体の事務所のところが宮代町になっているので、点呼は春日部市で行ってよろしいのですか。

逆にこの事業所というのは、あくまでも支店みたいなところであれば、これを削除した方がよろしいのではないですか。

○真鍋会長 なるほど。福祉サービスをしている事業所が、笠原と書かれていますが。

○明野委員 ここにお連れするというだけで、主体はじゅれーさんが運送をされていて、点呼もそこでするならば、単純にじゅれーさんが点呼を春日部市で行って、そこから迎えに行くという形にしないと、この事業所というのが入っていると、事業所というところで点呼をするという考え方になってしまうので、違う所で点呼をしている形になると思いますが、どうでしょうか。

○真鍋会長 今回の申請で、北春日部の事務所は、どこにも出てこないんですね。

法人の所在地は内牧ですね。

北春日部にあるのは何ですか。

○市一舎 建物といたしましては、相談事業所と、あと移動支援、行動援護のじゅれーサポートサービスのサテライト的な事務所を構えています。

○真鍋会長 普段、車がそこにあるということですね。

ここ難しくて、タクシーの場合は、もちろん事業所があるからそれで済みますが、福祉の場合は、福祉サービスをやっているのは今回笠原だし、車は北春日部にあるということなので、どう書いていただきましょうね。

これは福祉有償運送に関する申請なので、事業所として北春日部の相談所の住所を書いていただくというほうがよろしいですかね。

○明野委員 そうすると、点呼の場所がここに出てこなくなります。

○真鍋会長 点呼の場所を書いていただくのが、運送としては正しいですね。

ただ、そうすると福祉サービスをしている笠原の場所からの送り迎えということが消えてしまいますよね。それも書いていただきたいですね。

○**明野委員** 迎車回送のところに、事業所と書かないで、例えばじゅれーのサポートサービスよりなどを書いてもらうのもいいのかなと思います。

○**真鍋会長** 迎車回送のところですか。

○**明野委員** ですが、要は、行きはもらうけど帰りはもらわないという話ですよ。

○**真鍋会長** ご自宅からはもらわないということですか。

○**市一舎** はい。

○**明野委員** 自宅に迎えに行く場合はもらわなくて、どこだともらうのですか。

○**市一舎** 自宅からの送り迎え、自宅に戻る場合は特に頂きませんが、例えば駅に迎えに来てほしいといった場合に、遠方だったり、自宅以外の場所ということであれば、いただきたいと思っています。

○**真鍋会長** 普段想定しているところは、基本的に頂かないということですね。

事業所を書く欄としては、笠原の事業所の名称は登録の申請の4にありますね。ここを二つ書いてもよろしいのでしょうか。

4のところに北春日部の事務所の名称と、住所を記入していただけたらよろしいと思いますが。注意書きでこのことを書いておけばいいのでしょうか。

大熊委員、そういう記述でよろしいですか。

多分これまでにはないと思いますが、それでよろしければ。

○**大熊委員** 大丈夫です。

○**真鍋会長** 大丈夫ですか。

では、そのように書いていただいて、点呼の場所は分かるようにしてください。

○**市一舎** 分かりました。

○**真鍋会長** 明野委員からは以上ですね。ありがとうございます。

ほかに委員の皆様、ございますか。よろしいですか。

あとは須藤委員からのですね。

○事務局 事務局からになります。本日欠席されている、関東運輸局埼玉運輸支局運輸企画専門官の須藤委員よりご質問を伺っておりますので、ご回答をお願いいたします。

先ほど旅客の範囲と運送の区域のお話が出たと思いますが、須藤委員からも同様の質問がありまして、先ほどご回答いただいておりますので、そちらは省略させていただきます。

2 点目になりまして、自家用有償旅客運送の登録の申請という書類の中の 6 番、運輸しようとする旅客の範囲で、イロハニホヘトの欄、全てに丸が記載されておりますけれども、これは後に該当が増える予定などがあるためでしょうか。ご回答をお願いします。

○市一舎 はい。

今現在は一部に該当する利用者さんの利用ということで、今後どのような障害の方が来られても利用できるよということ、あえて全部丸とさせていただきます。

○事務局 分かりました。ありがとうございます。

では最後になります。確認のためお伺いする内容なのですが、福祉有償運送で使用する車両に対して、任意保険の契約をされているようですが、こちらは福祉有償運送の運行中の事故も保険が適用されるような契約内容となっておりますでしょうか。

○市一舎 法人契約している車両ですので、利用者さんの運搬の際に事故が万一起りましても、保証されるもので間違いありません。

○事務局 ありがとうございます。以上になります。

○真鍋会長 ありがとうございます。

保険の範囲が法人契約かどうかというよりは、利用目的に合っているかどうかということだと思っておりますが、そこは大丈夫でしょうか。

○市一舎 車両、利用目的と間違いございません。

○真鍋会長 分かりました。では、ほかにご意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

では、そうしますと迎車回送料金のところの注意書きを追加して頂くということ、事

業所の位置として、北春日部の住所を書いていただく。あと、運送の区域は、申請書を訂正ということでお願いしたいと思います。それを出していただいた上で、その内容を事務局と私とで確認する方法で協議を整えてよろしいでしょうか。

それでは、「一般社団法人市一舎 障がい福祉じゅれー」様の新規登録申請に係る協議はここまでにしたいと思います。ありがとうございました。

○市一舎 ありがとうございました。

○真鍋会長 それでは、次の議題に進みたいと思います。

議題 2、報告事項として、こちらはまとめて 2 点、「軽微な事項の変更届申請状況について」及び「令和 3 年度下半期実績報告について」を一括して、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、軽微な事項の変更届申請状況について、ご報告いたします。資料 5 をご覧ください。

こちらは本日差し替え分を配布させていただいております。「正」の字が記載されたものが訂正した資料になります。

1 番、社会福祉法人たいむ共生会。

窓口市町は、久喜市です。

ア、令和 4 年 3 月 24 日付けの申請による変更内容につきましては、使用車両が 1 台減、1 台増となりました。台数に変更はございません。なお、持込車両セダン等 16 台（うち軽 9 台）、そのうち 1 台は車両の入れ替えを行いました。

また、運転者が 3 名増により 49 名から 52 名に変更となりました。

イ、令和 4 年 3 月 31 日付けの申請による変更内容につきましては、旅客の名簿数が 3 名増により、142 名から 145 名に変更となりました。

ウ、令和 4 年 5 月 30 日付けの申請による変更内容につきましては、運転者が 3 名減、2 名増加により、52 名から 51 名に変更となりました。

また、使用車両が 2 台減、2 台増となりました。台数に変更はございません。なお、持込車両セダン等 16 台（うち軽 9 台）、そのうち 2 台（うち軽 1 台）は車両の入れ替

えを行いました。

エ、令和 4 年 6 月 30 日付けの申請による変更内容につきましては、使用車両が 1 台減、1 台増となりました。台数に変更はございません。なお、持込車両セダン等 16 台（うち軽 9 台）、そのうち 1 台は車両の入れ替えを行いました。

続きまして、2 番、社会福祉法人 元気村。

窓口市町は、久喜市です。

オ、令和 4 年 6 月 28 日付けの申請による変更内容につきましては、旅客名簿数が 2 名減により、11 名から 9 名に変更となりました。

続きまして、3 番、社会福祉法人 久喜市社会福祉協議会。

窓口市町は、久喜市です。

カ、令和 4 年 4 月 28 日付けの申請による変更内容につきましては、運行管理の体制等を記載した書類の変更を行いました。

詳細につきましては、運行管理の責任者が、得能様から中繁様、菖蒲支所では加納様から小森谷様、苦情処理体制のうち、苦情処理責任者が真田様から中村様、苦情処理担当者が得能様から中繁様、加納様から小森谷様に変更となりました。

キ、令和 4 年 5 月 25 日付けの申請による変更内容につきましては、旅客名簿数が 2 名増により、89 名から 91 名に変更となりました。

続きまして、4 番、非営利活動法人 誠会。

窓口市町は、久喜市です。

ク、令和 4 年 5 月 11 日付けの申請による変更内容につきましては、運転者が 2 名増により、14 名から 16 名に変更となりました。

ケ、令和 4 年 5 月 31 日付けの申請による変更内容につきましては、運行管理の体制等を記載した書類の変更を行いました。

詳細につきましては、運行管理の責任者、内田修様から遠藤大学様、設備管理の責任者、新保様から内田篤史様、事故処理連絡体制、事故対応の責任者、内田修様から遠藤大学様、苦情処理体制のうち、苦情処理責任者が遠藤大学様から遠藤房子様、苦情処理

担当者が内田修様から内田篤史様に変更となりました。

また、運転者が1名減、1名増加いたしました。運転者合計数に変更はありません。

続きまして、5番、一般社団法人 あかり。

窓口市町は、久喜市です。

コ、令和4年4月1日付けの申請による変更内容につきましては、運転者が10名減、2名増により、99名から91名に変更となりました。

サ、令和4年5月10日付けの申請による変更内容につきましては、旅客名簿数が71名減、20名増により、168名から117名に変更となりました。

シ、令和4年6月1日付けの申請による変更内容につきましては、運転者が4名減、6名増により、91名から93名に変更となりました。

ス、令和4年7月12日付けの申請による変更内容につきましては、運転者が3名増により、93名から96名に変更となりました。

続きまして、6番、特定非営利活動法人きらりびとみやしろ。

窓口市町は、宮代町です。

セ、令和4年5月27日付けの申請による変更内容につきましては、運転者が1名減により、24名から23名に変更となりました。

また、使用車両が1台減となり、車両台数が19台から18台に変更となりました。なお、持込車両セダン等1台（うち軽1台）の減となりました。

また、運行管理の体制等を記載した書類の変更を行いました。

詳細につきましては、車両設備管理の責任者が、中村様から井上様、事故対応責任者が上松様から井上様へ変更となりました。

また、旅客名簿数が9名減、15名増により、183名から189名に変更となりました。

ソ、令和4年7月11日付けの申請による変更内容につきましては、運転者が2名減、2名増変更となりました。運転者合計数に変更はありません。

タ、令和4年8月1日付けの申請による変更内容につきましては、使用車両が2台減、1台増となり、車両台数が18台から17台に変更となりました。

なお、持込車両セダン等 2 台（うち軽 1 台）の減、持込車両セダン等 1 台の増、持込車両セダン等のうち 1 台の入れ替えを行いました。

以上で、軽微な事項の変更届の報告を終わります。

続きまして、令和 3 年度下半期の実績報告についてご説明いたします。資料 6 をご覧ください。

資料 6 とその裏面に補足資料をご用意させていただきましたので、そちらを併せてご覧ください。

1 番、たいむ共生会。

車両数 28 台、会員数 110 名、走行距離 2 万 6,170 キロ、運送回数 2,841 回、運送収入 444 万 6 千円、運転者数 52 名です。

2 番、誠会。

車両数 3 台、会員数 26 名、走行距離 1,237.3 キロ、運送回数 252 回、運送収入 69 万 7 千円、運転者数 15 名です。

3 番、あかり。

車両数 26 台、会員数 117 名、走行距離 2 万 611 キロ、運送回数 3,310 回、運送収入 169 万 2 千円、運転者数 91 名です。

4 番、久喜市社会福祉協議会。

車両数 8 台、会員数 91 名、走行距離 312.6 キロ、運送回数 49 回、運送収入 4 万 4 千 100 円、運転者数 39 名です。

5 番、しらゆり。

車両数 2 台、会員数 12 名、走行距離 251 キロ、運送回数 4 回、運送収入 3 万 1 千円、運転者数 2 名です。

6 番、みぬま福祉会 生活サポートセンターたいよう。

車両数 2 台、会員数 2 名、走行距離 0 キロ、運送回数 0 回、運送収入 0 円、運転者数 3 名です。

7 番、白岡町地域支援いちょうの木。

車両数 2 台、会員数 4 名、走行距離 72 キロ、運送回数 30 回、運送収入 1 万 3 千円、運転者数 2 名です。

8 番、きらりびとみやしろ。

車両数 19 台、会員数 191 名、走行距離 1 万 1,274 キロ、運送回数 1,833 回、運送収入 149 万 5 千円、運転者数 24 名です。

9 番、すずらん。

車両数 2 台、会員数 0 名、走行距離 16 キロ、運送回数 2 回、運送収入 3 千円、運転者数 2 名です。

10 番、元気村。

車両数 3 台、会員数 9 名、走行距離 45 キロ、運送回数 8 回、運送収入 7 千円、運転者数 2 名です。

なお、1 番たいむ共生会において、交通事故が 1 件ございました。事故報告書を提出いただきましたので読み上げさせていただきます。令和 4 年 2 月 19 日 17 時頃、久喜市内で右折ウインカーを出しながらゆっくり右折ラインに入ったら、急に左側にいた車がウインカーも出さずに曲がってきたことで接触がありました。人身損害はなく、法人と警察に連絡したのちに、100 パーセントの相手の損害賠償で車両を修理いたしました。また、8 団体すべてにおいて、苦情及び交通違反はございませんでした。

また、補足資料の、旅客の会員の運送を必要とする理由別の内訳、自動車の保有の内訳、必要な運行管理者数と事業所の配置人数、また、運転者の人数のうち福祉車両限定の方、セダン等の運転要件を満たす方の内訳については、記載のとおりでございます。

説明については、以上でございます。

○真鍋会長 ありがとうございます。

報告のありました内容について、委員の皆様からご質問はありますか。

はい。若林委員お願いします。

○若林委員 運送収入についての質問なんですけれども、私ども生活サポート事業を利用していますので、補助金を含めての収入をこちらに記載しているのですが他の事業所もそ

のような形なのでしょうか。それとも、事業所負担分だけの収入をこちらに書いているのかなと思われるものもあるのですが、その所を統一していただければありがたいなと思います。

○真鍋会長 ありがとうございます。

埼葛北では以前から、生活サポート補助金を含めて申請をしていただくことにしていますので、各市町から団体に対して、再度そのようにお伝えしていただければと思います。一般的には生活サポート 950 円、30 分ごとだと 475 円等を設定されているのだと思います。その場合は、利用者からいただいた分と補助金分を、合わせて収入として申請、報告してください。お願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

私から、念のため確認いただきたいのですが、誠会の下半期実績報告ですが、上半期は運送回数 44 回で 1800 キロですね。下半期が運送回数 252 回に 1200 キロとなっており、この差が大きいのももしかしたら上半期の申請を間違っているのではないかなと思うので、窓口市町の久喜市ご確認をお願いします。

もう一つ、しらゆりさんなのですが、こちらは上半期が運送回数 36 回で 210 キロ、下半期が運送回数 4 回で運送距離が 251 キロとなっており、ここ数字が違うのではないのかなと思いますので、窓口市町の幸手市ご確認をお願いします。

過去にこういった大きな差がある報告はあまりいなかったもので、間違いであった場合には訂正していただくようお願いいたします。

ほかにございますか。大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。

では次、その他についてですが、事務局から何かございますか。

○事務局 はい。2 点、ご報告がございます。

1 点目、「自家用有償旅客運送の登録の抹消について」報告いたします。資料 7 をご覧ください。

今年度更新について協議する予定でした『特定非営利活動法人しらゆり』有効期限令和 4 年 8 月 16 日、『社会福祉法人みぬま福祉会』有効期限令和 5 年 4 月 22 日につきましては、

令和4年3月31日をもって、自家用有償旅客運送を廃止するとの連絡をいただいております。

これにより、こちらの2団体については今後、更新申請はございませんのでご報告いたします。なお、両団体とも利用者の周知を行っており、特に混乱せずに業務廃止が完了したとのことです。

また、『特定非営利活動法人 誠会』につきましても、有効期限が令和5年4月25日で更新予定団体ではありましたが、NPO法人から社会福祉法人へ称号変更したことで、新規登録申請という扱いになり、今回の協議とさせていただきます。

次に2点目、次回の会議の開催についてでございます。お配りした資料の「自家用有償旅客運送（福祉有償）運送者リスト（埼葛北）」をご覧ください。

今年度中に、更新登録の協議を要する団体が3団体ございます。「特定非営利活動法人きらりびとみやしろ」「社会福祉法人久喜市社会福祉協議会」「特定非営利活動法人すずらん」の有効期限が令和5年4月から6月までの3団体です。

そこで、今年度の協議会は、今回を含めて2回実施する予定です。次回の第2回協議会の開催については、令和5年1月頃の実施を予定しております。委員の皆様には、追って通知等でお知らせしますので、ご確認の程よろしく願いいたします。

事務局からの報告は以上になります。

○真鍋会長 ありがとうございます。

しらゆりさんの登録抹消、閉鎖届が提出されておりますが、先程の下半期実績の報告について、幸手市にはご確認をお願いいたします。

報告のありました内容について、委員の皆様から質問はありますか。

最後に、話題に出ておりました蓮田市の件について先程ホームページを確認しましたが、保健所の管轄が変わっているようです。埼葛南のほうでも、蓮田市だけほかの自治体さんから違っていると、昔申し上げたこともあります。それは協議会の協議事項というか、県のほうで、蓮田市はどちらに位置付けられるのか再検討していただければと思います。

それでは、これで予定された議事はすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返し

したいと思います。

皆様、ご協力ありがとうございました。

○安部課長 真鍋会長ありがとうございました。

また、委員の皆様には、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和4年度第1回埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会を閉会させていただきます。

なお、資料2から4につきましては、個人情報の一部含むものとなっておりますので、回収させていただきます。机の上に置いてくだされば結構ですので、ご協力の程よろしく願いいたします。

また、事前に郵送させていただきました「所得管理システム登録申請書」及び「承諾書」の提出がお済みでない方は、事務局でお預かりいたしますので、ご提出の程よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

○真鍋会長 ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和4年11月29日

会議録署名委員 倉持昭夫

会議録署名委員 矢島静江